

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）において発生する危機管理事案（以下「事案」という。）に迅速かつ的確に対処するため、本学の危機管理体制その他基本事項を定めることにより、本学の学生、教職員及び関係者の安全確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 危機 自然災害、火災の発生その他重大な事件又は事故により、本学関係者の生命若しくは身体又は本学の財産、名誉若しくは事業の継続に重大な被害が生じ、又はおそれのある事象及び状態をいう。
- (2) 危機管理 想定される危機に対する体制及び対処を検討し、予防策を講じるとともに、危機の発生時において、その被害を最小限に抑制するため、組織的に対処することをいう。
- (3) 教職員 茨城県に雇用され、本学に勤務している教員及び職員をいう。
- (4) 学生 学部学生、助産学専攻科生、大学院生、認定看護師教育課程受講生、専任教育課程受講生、科目等履修生等をいう。
- (5) 関係者 付属病院の患者、取引関係業者等本学と関係を有する者をいう。
- (6) 教職員等 教職員、学生及び関係者をいう。

(対象事案)

第3条 この規程の対象事案は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自然災害・学内安全等に関する事案  
地震、風水害、原子力災害、テロ、火災、感染症、エネルギー確保、不審者侵入、爆発物、化学物質、建物損壊等
- (2) 情報セキュリティに関する事案  
学内システム不正アクセス、ウイルスの検知・検出、情報の漏えい・紛失、ウェブサイトの改ざん・サービス妨害攻撃等
- (3) 研究・倫理・教育等に関する事案  
研究活動不正、研究情報漏えい等
- (4) 海外事件に関する事案  
学生及び教職員の海外での事件・事故遭遇等
- (5) 学生生活に関する事案  
学生の事故、災害遭遇、犯罪関与等

(危機管理委員会)

第4条 次表左欄に掲げる事案に対処するため、次表右欄に掲げる本学の委員会を危機管理委員会として指定するものとする。

事案	委員会
自然災害・学内安全等に関する事案	防災委員会

情報セキュリティに関する事案	情報システム・セキュリティ委員会
研究・倫理・教育等に関する事案	研究・学術メディア委員会
海外事件に関する事案	国際交流委員会
学生生活に関する事案	学生委員会

- 2 危機管理委員会は、構成員の中から危機管理責任者を選任する。
- 3 危機管理責任者は、事案への対処について総括する。
- 4 複数の危機管理委員会に係る事案は、第1項の表の上位の危機管理委員会が所管するものとする。
- 5 前条各号の事案以外の事案で、特別な対策が必要な事案が発生した場合の危機管理体制については、学長が別に定める。

(危機管理対策会議)

第5条 本学に前条の危機管理委員会を統括し、事案の対処方針等に関する重要な事項について審議決定するため、危機管理対策会議を置く。

- 2 危機管理対策会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 付属病院長
- (5) 学生部長
- (6) 学長特別補佐
- (7) 事案を所管する危機管理委員会の委員長
- (8) 学長が必要と認める教職員

- 3 前項第8号の委員は、学長が任命する。

- 4 危機管理対策会議に議長を置き、学長をもって充てる。

- 5 議長は、危機管理対策会議を招集し、主宰する。

- 6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(危機管理連絡会議)

第6条 事案発生時に速やかに情報共有、連絡調整を行うため、本学に危機管理連絡会議を置く。

- 2 危機管理連絡会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 付属病院長
- (5) 学生部長
- (6) 附属図書館長
- (7) 各学科長及び各センター長
- (8) 研究科長
- (9) 専攻科長
- (10) 課程長及び統括者
- (11) 危機管理委員会委員長
- (12) 学長特別補佐

- (13) 事務局次長
- (14) 事務局各課長
- (15) 学長が必要と認める教職員

3 前項第 15 号の委員は、学長が任命する。

(危機管理対策本部)

第 7 条 大規模自然災害の発生や事案の複合発生等、本学の運営に甚大な影響を及ぼし全学体制による特別な対策が必要となる事案が発生した場合には、危機管理対策会議の判断により、危機管理対策本部を設置する。

- 2 危機管理対策本部の組織は、第 6 条第 2 項の構成員とする。
- 3 危機管理対策本部に本部会議を置き、本部長は学長をもって充てる。
- 4 本部長は、本部会議を招集し、主宰する。
- 5 本部長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(事案発生時の連絡体制及び対応)

第 8 条 教職員等は、事案の発生を覚知した場合（関連情報を得た場合を含む）には、夜間、土日祝日を問わず、教員は、所属する各学科・各センター長に、職員は、所属する事務局各課長に、付属病院職員（医師教員を含む）は病院管理課長に、学生及び関係者は、関係する各学科・各センター長又は事務局各課長に、速やかに事案の概要を報告するものとする。

- 2 事案の報告を受けた各学科・各センター長及び事務局各課長は、当該事案を所管する危機管理委員会に速やかに事案の概要を報告するものとする。
- 3 事案の報告を受けた危機管理委員会の危機管理責任者は、危機管理対策会議に速やかに事案の概要を報告するとともに、あらかじめ定めた事案対応基準に基づく対処を行うものとする。
- 4 事案の報告を受けた危機管理対策会議の構成員は、会議開催が必要と判断した場合は、学長に対し、会議開催を要請するものとする。

(事案対応基準)

第 9 条 第 3 条各号に掲げる事案については、あらかじめ最悪の事態を想定したリスクシナリオごとに事案対応基準を定めておくものとする。

- 2 事案対応基準は、危機管理委員会において、リスク管理シートにより定めるものとする。
- 3 リスク管理シートは、危機管理連絡会議における評価検証を経て本学の事案対応基準として決定する。

(事務)

第 10 条 危機管理対策会議、危機管理連絡会議及び危機管理対策本部に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のために必要な事項は、危機管理対策会議の議を経て学長が別に定める。

付 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。